

令和2年2月期 定例教育委員会議・会議録

- ・開催日時 令和2年2月14日（金）
午前10時00分から午前10時55分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3階 特別会議室
- ・出席者

教育長	麻 野 多美子
教育長職務代理者	金 銅 真 代
委 員	多 田 謙 司
委 員	新 熊 和 彦
委 員	奥 野 貞 一
- ・説明者

教育次長兼生涯学習室長	上 野 敏 治
学校教育室長	川 地 正 人
学校教育室副理事	渡 辺 正 治
市長公室副理事兼こども課長	森 井 克 則
こども課参事	松 村 光 男
学校教育課長	前 田 幸 章
学校教育課課長補佐	伊 藤 圭
- ・事務局

教育総務課長	粕 谷 美 光
教育総務課主任	芝 池 祐 太
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第37号
羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例
の制定について

《資料1》

- 日程第 4 議案第 38 号
羽曳野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則の制定について
《資料 2》
- 日程第 5 議案第 39 号
羽曳野市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイド
ラインについて
《資料 3》
- 日程第 6 報告第 11 号
後援名義の使用許可について
《資料 4》
- 日程第 7 その他
日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、金銅委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 1 月 18 日に、羽曳野市青少年健全育成推進協議会交流会が行われました。
- (2) 1 月 23 日に、羽曳野市学校給食会 第 2 回理事会が行われました。
- (3) 1 月 29 日に、羽曳野市学校給食会 第 3 回理事会が行われました。
- (4) 1 月 30 日に、大阪府都市教育委員会研修会が行われました。
- (5) 1 月 31 日に、第 3 回南河内地区人事協議会が行われました。また、同日、第 3 回南河内地区市町村教育長連絡協議会が行われました。
- (6) 2 月 2 日に、羽曳野市少年軟式野球「卒業記念大会」が行われました。
- (7) 2 月 4 日に、近畿都市教育長協議会 第 3 回役員会が行われました。
- (8) 2 月 9 日に、第 63 回南大阪駅伝競走大会が行われました。
- (9) 2 月 11 日に、第 2 回スーパー「コノミヤ」カップ開会式が行われました。
- (10) 2 月 13 日に、第 4 回南河内地区人事協議会が行われました。また、同日、第 4 回南河内地区市町村教育長連絡協議会が行われました。

日程第 3 議案第 37 号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

《資料 1》

- こども課長より、羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について説明があり、承認を求めました。

《こども課長》

本市の就学前教育・保育施設については、羽曳野市教育改革審議会答申（平成27年3月）をはじめ、昨今の就学前教育・保育をめぐる社会情勢の変化も踏まえて、羽曳野市議会本会議等での質疑などを通じ、今後のあり方・方向性を検討してきたところです。

また、施設の老朽化に加え子ども人口の減少、特に幼稚園児の激減などの諸課題に対応するため、平成31年3月に「羽曳野市就学前教育・保育に関する基本方針」を策定し、今後のあり方を示してまいりました。

市立高鷺北幼稚園については、平成30年4月の市立幼保連携型認定こども園「こども未来館たかわし」が新たに開園することに伴い、新規の募集は行わず、在園児が卒園する平成31年度末をもって廃止することとしていましたが、平成31年度の在園児が4名となったことから、全員がこども未来館たかわしへの転園を希望されたため、平成31年4月からは園児不在で休園となっており、今回、「羽曳野市立教育・保育施設設置条例」から削除し、廃園の手続きを行うため、令和2年第1回定例市議会に上程しようとするものです。

また、条例が議決されたのち、「羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則」からも削除し、例規整備を行おうとするものです。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第38号

羽曳野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

《資料2》

●学校教育課長より、資料に基づき、羽曳野市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり、承認を求めました。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第39号

羽曳野市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン
について

《資料3》

- 学校教育課課長補佐より、羽曳野市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて説明があり、承認を求めました。

《学校教育課課長補佐》

羽曳野市立学校における校内での携帯電話の取扱いに関するルールや保護者の責任等について定める「羽曳野市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を策定するものです。

現在、本市内においては、各校そろって「携帯電話の持込みは原則禁止」のルールになっております。「原則禁止」と言いますのは、例外的に、個別の対応として、一定の理由や事情に限って家庭からの申請により持込みを認めるという現実的な運用をしているためです。

このルールの運用を積み重ねてきたところですが、いずれの学校においても保護者の理解が浸透し、協力を得られており大きなトラブルを抑えられているところ です。

今回、このガイドラインの策定をもって羽曳野市全体の方向性を公表し、細やかな運用、個別の対応につきましては各学校において、これまで積み重ねてきた指導に基づいて対応していくという流れをつくりたいと考えております。

《教育長》

現在は、原則禁止ということですね。

《学校教育課課長補佐》

原則禁止で、例えば、昨年生起した大阪北部地震で問題提起されました「災害時の緊急連絡手段を確保するために必要である」等のご意見や、何か特別な事情がある場合は、学校へ申し出ていただいて、先ほど申し上げました「各学校における個別対応」で対応できるものと考えております。

《多田委員》

大阪府の見解はどうなっていますか。

《学校教育課課長補佐》

大阪府の公表されているガイドラインでは、SNSの危険性であったり、持込むことを許可することによるデメリットを示したうえで、登下校時の緊急連絡手段としてはといったところで、同意確認書において約束ごとを守ること、また校内でも教育をすることで進めていきたいと思います、あとは各市町村の中でとい

うことを示しています。

府がとりまとめた 11 月現在の情報になりますが、41 市町村のうち未定の 21 市町村をのぞく 20 市町村では、一律禁止を含む「原則禁止」が 5 市、「原則禁止だが家庭の申請等により認める」市町村が 13、「持込みを認める」が 2 町となっております。

南河内では、9 市町村のうち策定済みの 4 市がすべて「原則禁止だが家庭の申請等により認める」となっているようです。

《多田委員》

学校内での取り扱いはどうなっていますか。

《学校教育課課長補佐》

小学校では各自カバンの中に入れておくところが多いようです。また、朝の会で担任に預け、職員室で管理職や担任が一括して保管するということもあるようです。そこは、各校において、判断してもらうというのが、本市が考えているところです。

《奥野委員》

羽曳野市内でも各校の対応のばらつきはどのようにされていますか。

《学校教育課課長補佐》

中学校では、原則禁止というところではありますが、4 月の家庭訪問の際に、どうしても持たせたいというところは、「同意書」をとって、朝、職員室へ預け保管、ということが多いようです。

小学校は、ばらつきはありますが、「同意書」をとり児童が各自カバンの中に入れていところが半数ほどだと把握しています

《奥野委員》

「同意書」を保護者の方が提出されたら、基本それを認める方向になっているんですか。それとも、一度、話しをされるんですか。

《学校教育課長》

学校の方で、保護者のニーズ、思いがあると思いますので、それぞれの思いに答えられるような形でやっていくような流れでは考えています。危険性や紛失等もあるので、その説明も必要だと考えています。

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 6 報告第 11 号

後援名義の使用許可について

《資料 4》

●教育総務課長より教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《各委員意見・質問なし》

日程第7 その他

●事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の3月定例教育委員会議を、3月17日（火）に予定することを通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前10時55分